

答申個第88号

平成30年2月1日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会長 佐伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年7月15日付け行コ第10号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

繰り返し請求の個人情報開示請求却下処分事案（諮問個第114号）



## 1 審査会の結論

諮問庁が行った個人情報開示請求却下処分は妥当である。

## 2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、平成28年6月7日に、諮問庁の行財政局コンプライアンス推進室（以下「コンプライアンス推進室」という。）に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、以下の文書について開示請求をした（以下「本件請求」という。）。

・●●の●が常用漢字に改変されていました。つまり、●が○に改変されていました、身分事項欄でした。初めて気が付きました。

・文・地と「行・コ」にH25/夏～直近までの間に持ち込みました。謄本のコピーを持ち込みました。

◎ズバリ、不正改変のある（コンプラが明言）同上コピーを開示して下さい。ヒットすれば欲しい

- (2) 諮問庁は、本件請求が権利の濫用に当たるとして、個人情報開示請求却下処分（以下「本件処分」という。）をし、平成28年6月22日付けでその旨を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、平成28年6月30日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

## 3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 4 諮問庁の主張

個人情報開示請求却下処分通知書及び弁明書によると、諮問庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が請求している公文書は、以下のとおりである。

- ・ 審査請求人が平成25年夏～直近までの間に持ち込んだ、除籍謄本及び戸籍の附票の写し

## (2) 開示請求の却下について

当庁は、平成27年8月4日に審査請求人からなされた「H27, 7, 3F・人事部教育担当部門に職員の教育資料として直接持ち込んだ11枚ぐらいの文書」という内容の個人情報開示請求において、審査請求人の除籍謄本及び戸籍の附票の写しを含む「平成27年7月1日に審査請求人が行財政局人事部に直接持ち込んだ文書の写し(7件)」を特定し、同年8月21日に京都市指令行コ第14号の開示決定通知書を交付し、同日、全部開示した。

本件請求に係る公文書は、上記のとおり、既に審査請求人に開示しており、実施機関がどのような個人情報を保有しているかを知るための権利である個人情報開示請求権については、十分な対応を行っている。

また、審査請求人は本件請求以外にも、既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、繰り返し請求を行っていることから、もはや繰り返し請求することに正当な理由は認められない。

また、審査請求人は、本件請求について、既に実施機関が保有していること及びその内容を十分に熟知している公文書について、「不正改変のある」との修飾語を付け、審査請求人の当該文書に対する主観的な評価を加えて開示を求めており、本件請求は、もはや個人情報の開示を求めるものではなく、審査請求人の主張を実施機関に認めさせることを目的にしたものと言わざるを得ない。

以上の理由により、本件請求は、個人情報開示請求制度の趣旨から著しく乖離したものであり、権利の濫用に当たるとして却下したものである。

## (3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 5 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 私は京都市に却下される請求はしておりません。なぜなら、情報担当者と一緒に文書を特定して情報開示を請求しました(「存在する」or「不存在」のどちらかが情報公開制度の趣旨です)
- (2) 文書を特定する時に分り易いと考えて、文書をコピーして添付しました。又不正改変の特徴は京都市の職員が私に認めて教示したものです。だから京都市が主張する私の意見を認めさせる目的ではありません。従って権利の濫用なんかしていません。
- (3) 私はH28年春に持ち込みました。本件は初めての請求です。H27年の話しではありません。却下理由としてH27. 8. 21(行・コ21)公開済となっている。

## 6 審査会の判断

当審査会は、諮問庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件請求に係る公文書について

審査請求人が求める文書は、個人情報開示請求書の記載内容から、平成25年夏から本件請求のあった平成28年6月7日までの間に、審査請求人がコンプライアンス推進室に持ち込んだ、「●●の●が常用漢字に改変されていた」謄本のコピー（以下「本件公文書」という。）であると認められる。

なお、謄本とは、双方の主張から、戸籍謄本及び除籍謄本を指すものと認められる。

(2) 本件処分について

ア コンプライアンス推進室は、本件公文書について、平成27年8月4日付けの個人情報開示請求に基づき、同月21日に審査請求人に全部開示している。当審査会は、当該個人情報開示請求書、個人情報開示決定通知書及び開示文書を見分し、本件公文書が開示されていることを確認した。

イ 当審査会は、上記アで開示した文書以外に特定すべき文書の存否を確認するため、事務局をして、上記アの請求日の翌日から本件請求日である平成28年6月7日の間に審査請求人から持ち込まれた文書の存否を諮問庁に確認させたところ、除籍謄本の一部が切り取られコピーされた文書（以下「当該文書」という。）が、平成28年6月2日にコンプライアンス推進室に持ち込まれていることを確認した。

ウ 審査請求人は反論書において、「私はH28年春に持ち込みました。本件は初めての請求です。H27年の話しではありません。」と主張しており、上記イで確認した当該文書を指しているものと認められる。

エ そこで当審査会は、諮問庁に対して、当該文書を本件請求に係る対象文書として特定しなかった理由について文書で回答を求めたところ、当該文書は戸籍等の一部を切り貼り、余白に文字を記入する等して作成した加工文書であり、本件請求書に記載されている「謄本のコピー」には当たらないと判断し、請求対象文書として特定しなかったとのことであった。

オ 当審査会が当該文書の写しを見分したところ、A4用紙の半分に除籍と思われる一部分が二つ切り貼りされ、余白の半分には、切り貼りされたものに関する説明が書き込まれていることが認められた。

カ 本件請求書に記載されている「平成25／夏～直近までの間に持ち込みました。」の期間に、審査請求人は除籍謄本そのもののコピーも持ち込んでいること、及び上記オで見分した内容からすると、諮問庁が当該文書を加工文書と判断したことに不自然な点は

ない。

キ 上記のとおり、諮問庁による本件公文書の特定は妥当であり、本件請求は、審査請求人が既に開示を受けている公文書について、繰り返し開示を請求しているものであると認められる。

ク 個人情報開示請求制度において、複数回開示を請求することが直ちに認められないというような性質のものではない。しかし、審査請求人は、平成25年度から多数の開示請求と不服申立てを行い、その中には実施機関から既に開示を受けた文書や実施機関から受領した文書について、自己の主観的評価を「修飾語」として付けたうえで、あるいは「修飾語」を付けず、何度も繰り返し請求を行っている事例が多数見受けられる。

審査請求人は、本件請求日までに、平成25年度で58件、平成26年度で100件、平成27年度で42件、平成28年度（6月7日時点）で7件の開示請求を行っている。ただし、審査請求人は1通の個人情報開示請求書に複数の文書所管課に宛てた請求をする場合もあるため、所管課別の請求件数はこの件数をさらに上回っている。

また、審査請求人がこれまで行ってきた開示決定等に対する不服申立ての件数は平成28年6月7日時点で88件である。

ケ こうした事情を勘案すると、審査請求人が本件公文書を繰り返し請求することに、もはや正当な理由が認められず、個人情報開示請求権の趣旨から著しく乖離する目的によるものと認めざるを得ない。このことに関しては、平成27年3月23日付け答申個第26号において確認したとおりである。

コ したがって、本件請求は、権利の濫用に当たるものであると認められるため、諮問庁は対象となる公文書を開示する義務はなく、個人情報開示請求却下処分は妥当である。

(3) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### (参 考)

##### 1 審議の経過

平成28年	7月15日	諮問
平成28年	8月9日	諮問庁からの弁明書の提出
平成29年11月15日		審議（平成29年度第5回会議）
平成29年12月27日		審議（平成29年度第6回会議）
平成30年	2月1日	審議（平成29年度第7回会議）

- ※ 諮問庁の職員の理由説明は、審査会が必要がないと認め、実施しなかった。
- ※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったので意見の聴取は行わなかった。

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会  
第2部会（部会長 市川 喜崇）